

2023
年度版

ゴルファー保険

団体割引 25%

安心プレーに
割安で納得!!

ゴルフ賠償責任保険

ホールインワン・アルバトロス費用・ゴルファー傷害・ゴルフ用品補償特約付帯

補償期間

2023年4月21日から2024年4月21日まで

今回ご案内の「ゴルファー保険」は団体契約です。団体契約は加入される人数により該当の団体割引が適用されます。ご案内のご契約タイプは、被保険者(保険の補償を受けられる方)数が500名以上であることを前提として、25%の団体割引が適用されています。被保険者数が500名に満たなかった場合には割引率が変更されます。この場合、保険料はそのままで、保険金額を引き下げるにより調整を行います。

次のような保険金をお支払いします。

ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内のゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、あなたが慣習として出費を余儀なくされる次の費用を保険金額の範囲内でお支払いします。

キャディを同伴していない「セルフプレー中」に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象とはならない場合がありますのでご注意ください。

*セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、ゴルフ場使用人や先行・後続のパーティのプレーヤー等の同伴競技者以外の第三者の方がホールインワンまたはアルバトロスを目指し、署名または記名押印した証明書が得られる場合等に限って保険金支払の対象となります。
※複数の保険にご加入いただいても、お支払いする保険金は最も高い保険金額が限度となります。

■同伴競技者、友人などの贈呈用記念品購入費用：

ただし、次の費用を除きます。

①貨幣・紙幣 ②有価証券 ③商品券等の物品切手 ④プリペイドカード(ホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードはお支払いの対象となります。)

■祝賀会費用 ■(※)ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用

■同伴キャディに対する祝儀 など

(※)記念植樹の代りに、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を記念してゴルフ場に設置するモニュメント等を作成する場合はその費用を含みます。

対象となる
ホールインワン
または
アルバトロスとは

- ①9ホール以上を有する日本国内のゴルフ場(有料)で達成されたものであること
- ②パー35以上の9ホール(ハーフ)またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドして達成したこと

③原則としてキャディ付で同伴競技者1名以上とラウンドして達成したものであること

④達成者がゴルフの競技または指導を職業としている方でないことが条件です。

(保険期間1年間、ゴルフ賠償責任の自己負担額はありません。)

(注)ゴルフの競技または指導を職業としている方は、ホールインワン・アルバトロス費用を補償するお引受けはできませんので、上記コース以外でのお引受けとなります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●保険金のお支払いは次のいずれかに該当する場合に限ります。

(1)ホールインワンまたはアルバトロスを次のア・イ. の両方が目撃した場合
(公式競技の場合は、ア・イ. のいずれかの方が目撃した場合)

ア. 同伴競技者

イ. 同伴競技者以外の第三者(下記の方をいいます。)

・同伴キャディ ・ゴルフ場使用人 ・公式競技参加者 ・公式競技の競技委員 ・ゴルフ場に入りする造園業者、工事業者 ・ゴルフ場内

の売店運営業者 ・ワンオンイベント業者 ・先行・後続のパーティのプレーヤーなど

※被保険者が参加するゴルフコンペのプレーヤーが目撃した場合も対象になります。

(2)ホールインワンまたはアルバトロスの達成が、記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合

●ホールインワンまたはアルバトロスを達成された際には次の書類が必要です。

(1)共栄火災所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

次のア.~ウ. に掲げるすべての方(※)が署名または記名押印したホールインワンまたはアルバトロス証明書

(※)公式競技の場合は、ア. またはイ. のいずれかの方およびウ. の方
ホールインワンまたはアルバトロスの達成が、記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合は、ア. およびウ. の方

ア. 同伴競技者

イ. 同伴競技者以外の第三者(上記に記載のとおり)

ウ. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の責任者

(2)費用の支払いを証明する領収書またはその代わりとなる請求書・納品書

(3)同伴競技者のアテスト済みのスコアカード

(4)その他共栄火災が必要とする資料

ゴルフ用品損害

ゴルフ用品の損害

日本国内外のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において発生した、あなたが所有する加入者証記載のゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損による損害を、**保険金額を限度として時価でお支払いします。**

(注1)ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、その他のゴルフ用に設計された物のほか、被服類およびそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、携帯電話、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は除きます。

(注2)ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と一緒に生じた場合に限り保険金支払の対象となります。また、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品(バッグ等)の破損・曲損は保険金支払の対象となりません。

(注3)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。

ゴルフ賠償責任

他人に対する賠償責任

日本国内外においてゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随してゴルフ場構内で行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、誤って他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負担されたとき支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

①損害賠償金 :

被保険者(保険の補償を受けられる方)が被害者への賠償債務の弁済のため

に支払う金額

(支払方法)被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。

②損害防止費用 :

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用

および権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

(支払方法)損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。

お問い合わせ先(取扱代理店)

株式会社

〒890-0037 鹿児島市広木一丁目1番1号

0120-39-7780

③応急手当等費用：

損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかつたことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用

(支払方法)損害賠償金と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。

④争訟費用：

損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(支払方法)支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、損害賠償金が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。

⑤保険会社への協力費用：

保険会社が被害者と直接折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用

(支払方法)支払限度額の外枠でお支払いします。

⑥示談交渉費用：

損害賠償責任の解決について、被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

(支払方法)支払限度額の外枠でお支払いします。

ゴルファー傷害

ゴルファー自身のケガ

日本国内外のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随して通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、あなた自身が急激かつ偶然な外来の事故※により、ケガをされたり、そのケガがもとで亡くなられた場合に保険金をお支払いします。※「急激かつ偶然な外来の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外因性=身体の外部からの作用によるもの

（上記3項目に該当しない例）

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

※すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

■死亡保険金：ケガを直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、保険金額の全額

(注)すでに、後遺障害保険金をお支払いしている場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。

■後遺障害保険金：ケガを直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100%

(注)保険期間を通じ、保険金額が限度となります。

■入院保険金：上記の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院日数1日につき保険金額の1.5/1000の額。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。

■通院保険金：上記の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、90日を限度として、通院日数1日につき保険金額の1/1000の額

なお、被保険者が通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(※1)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等(※2)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。

※1 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、長管骨、脊柱、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※2 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

(注)通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書等の受領等のみのものは含みません。

●万一件事事が起きたら…

事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

●賠償事故の場合は、引受保険会社が被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって賠償事故が発生した場合には、引受保険会社の助言に基づき、被保険者(保険の補償を受けられる方)ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、示談を締結された場合は、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

●ゴルフクラブを破損・曲損された場合には、破損・曲損したクラブの現物または写真が必要です。

●ゴルフ用品が盗難にあった場合は、必ず警察にお届けください。
※1 ①の損害賠償金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。

※2 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、次のア・イ. のいずれかに該当する額を保険金としてお支払いします。(ゴルファー傷害、ホールインワン・アルバトロス費用を除きます。)

ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額(※)
イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

※3 他の保険契約等がある場合においては、次のア・イ. に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。(ホールインワン・アルバトロス費用の場合)

ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額(※)

イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{それぞれの支払責任額が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

(※) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払すべき保険金または共済金の額をいいます。

●ご契約は自動更新

補償期間は、補償開始後最初に到来する4月21日(制度の統一満期日)の午後4時までとなります。ただし、特段のお申し出をされない限り、毎年同じ補償内容で自動的に継続されます(継続の際には、あらためて加入依頼書をご提出いただくなどの手続きは不要です。)。ただし、被保険者数による団体割引率の変更や商品内容の改定などにより、継続契約の内容が変更となる場合はあらためてご案内します。

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです

●他人にに対する賠償責任 保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による賠償責任／貸しクラブやゴルフ場のゴルフカード等の他人から借りたり、預かたりしている物に対する賠償責任／被保険者と同居する親族に対する賠償責任／戦争・暴動・天災などに起因する賠償責任など

●ゴルファー自身の傷害 保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)・保険金受取人の故意または重大な過失／被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為／被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失／地震・噴火・津波・戦争・暴動／むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの
※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●ゴルフ用品の損害 保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意または重大な過失／火災の際ににおける盗難／自然消耗、性質による変質／置き忘れ・紛失／戦争・暴動・天災／ゴルフボールのみの盗難など

●ホールインワン・アルバトロス費用 被保険者(保険の補償を受けられる方)がゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)の場合、そのゴルフ場で達成したものなど

●ご加入方法

加入依頼書に必要事項をご記入・押印のうえ、生活協同組合コープかごしま又は株式会社コープサービスまでお送りください。

保険料のお支払については別途ご案内致します。

※このチラシは概要を説明したものです。ご不明な点は取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください。

※ご加入の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

承認番号 22-2224

共栄火災海上保険株式会社 〒890-0053 鹿児島市中央町29-1
TEL.099-253-4717

引受保険会社

南九州支店 直轄営業課

ゴルファー保険にご加入いただくお客様へ

重要事項説明書(団体契約用)

- この画面では、ゴルファー保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この画面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この画面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

なお、主な約款は、右記コードで開く共栄火災ホームページ(<https://yakkan.kyoikasai.co.jp/>)でご確認いただけます。



1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。被保険者が保険料のご負担をされる場合には、団体(ご契約者)が各被保険者からのご負担額をとりまとめ、団体(ご契約者)から一括してお支払いいただこととなります。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

次のような場合に保険金をお支払いします。

なお、ゴルファー傷害、ゴルフ用品損害、ホールインワン・アルバトロス費用は、セットされていない場合がありますので、パンフレットでご確認ください。

<ゴルフ賠償責任>

日本国内外でのゴルフの練習、プレーまたは指導中、およびこれらに付随して有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内で通常行なわれる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことで、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合

<ゴルファー傷害>

日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において、ゴルフの練習、プレーまたは指導中およびこれらに付随して通常に行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為中に、被保険者ご自身が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたり、そのケガがもとで亡くなられた場合

<ゴルフ用品損害>

日本国内外の有料のゴルフ場・ゴルフ練習場構内において被保険者が所有するゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブを破損・曲損した場合

<ホールインワン・アルバトロス費用>

日本国内の9ホール以上有する有料のゴルフ場でゴルフの競技中(※)に、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合

(※)基準打数35以上の9ホール(ハーフ)または基準打数35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドする場合に限ります。

なお、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフなどのゴルフに類似のスポーツは補償の対象外です。

(3) 被保険者の範囲 **契約概要**

この保険の被保険者は加入依頼(申込)書の「被保険者」欄に記名のある方(※)です。

(※)ゴルフ賠償責任において、加入依頼(申込)書の「被保険者」欄に記名のある方が責任無能力者の場合には、その方のおこした事故による法律上の損害賠償責任に限り、次の方も被保険者に含まれます。

- ・親権者
- ・その他の法定の監督義務者
- ・監督義務者に代わってその方を監督する者(親族に限ります。)

(4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 保険金額の設定 **契約概要**

- ①保険金額の設定にあたっては、適正な金額となるようご注意ください。お客様が実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
- ②ゴルファー傷害補償特約の保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、右記コードで開く金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(6) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- ① この保険の保険期間は、ご契約の始期から1年間です。保険期間の中途でご加入される場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

- ② 保険責任は原則として、保険期間の初日の午後4時に始まります。

(7) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(8) 保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を一括して払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客様の保険料払込方法や当該団体における保険料のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(9) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご注意事項

(1) 告知義務(加入依頼書の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

ご加入者には、ご加入時に告知事項について事実を正確にお申出いただけます。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるものです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできませんことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■ 告知事項

○被保険者のゴルフプロ・職業指導者、アマチュアの区分

○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

3. ご加入後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

ご加入後に通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただけます。ご通知がない場合、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

■ 通知事項

○被保険者のゴルフプロ・職業指導者、アマチュアの区分

(2) 脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

団体契約から脱退される場合は、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払い込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は下表のとおり補償されます。

対象の保険	補償割合
ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人)またはマンション管理組合である保険	100% (破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金)
	80% (上記以外の保険金および解約返れい金など)

(2)個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のため利用することができます(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受け会社に提供することができます。



詳しくは、右上コードで開く共栄火災ホームページ
(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。

(3)補償重複に関するご注意 注意喚起情報

ご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約(ゴルファー保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な補償・特約〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
ゴルフ賠償責任	傷害保険や火災保険などの個人賠償責任補償特約や日常生活賠償責任補償特約、個人賠償責任保険
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	傷害保険などに付帯されるホールインワン・アルバトロス費用補償特約

(4)重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(5)ご加入の継続について

保険金請求状況によっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(6)事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

(7)賠償責任保険の保険金のお支払いについて

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112 (通話料無料)

[受付時間] 平日 午前9:00～午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」
0120-044-077 (通話料無料)

■指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤル 通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、右記コードで開く
一般社団法人日本損害保険協会のホームページ
(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。



ご加入内容の確認事項

～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客様のご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていることを確認させていただきたためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. ご加入内容が以下の点でお客様のご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)
 補償の内容(お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)や特約の内容
 保険金額(ご契約金額・契約タイプ)
 保険期間(ご契約期間)
 保険料・お支払方法(払込方法)
 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲
2. 加入依頼書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

お申込みいただいた後には...

- ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただきますようお願いします。